

第151回定例総会議決事項

平成 27 年 7 月

全国都道府県議会議長会

目 次

地方創生の推進に関する決議	1
地方税財源の充実確保に関する決議	5
平成28年度以降における復興財源等の確保に関する決議	9
東京電力福島第一原子力発電所事故対策に関する決議	13
平成28年度政府予算編成並びに施策に関する提言	25
地方自治委員会	
1 地方創生、地方分権改革の推進について	29
2 地方税財源の充実強化について	31
3 災害対策の充実強化について	34
4 テロ対策の強化について	36
5 基地対策等について	36
6 北方領土の早期返還について	38
7 竹島の領土権の確立について	38
8 日本人拉致問題の早期解決について	39
社会文教委員会	
1 少子化対策の推進について	43
2 女性の活躍の推進について	44
3 医療提供体制の整備について	45
4 危険ドラッグ対策の強化について	46
5 雇用対策の推進について	47
6 障害者施策の推進について	48

7	介護人材の確保等について	49
8	教育体制の充実について	50
9	「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」及び 「ラグビーワールドカップ2019」開催に向けた取組について	51
10	国際リニアコライダーの実現について	51
11	世界遺産富士山の適切な保存管理について	52

経済産業委員会

1	地域経済の再生について	55
2	産業振興施策等の効果的な執行について	55
3	中小企業の事業承継に係る税制の抜本的な見直しについて	56
4	エネルギー政策の確立について	57

国土交通委員会

1	道路の整備促進について	61
2	鉄道の整備促進について	62
3	空港、港湾の整備促進について	64
4	社会資本の老朽化対策の充実強化について	65
5	防災・減災対策の充実について	66
6	水資源対策の充実強化について	67
7	特定地域振興対策の推進について	68

農林水産環境委員会

1	食料・農業・農村政策の推進について	73
2	食の安全・安心を確保する制度の拡充強化について	77
3	森林・林業・木材産業政策の推進について	79
4	水産業振興対策等について	80
5	環境政策の推進について	83

地方創生の推進に関する決議

地方創生の推進に関する決議

地方創生を図るためには、地方が自らの実情に応じて創意工夫を凝らし、地域の自主性・自立性を最大限発揮して取り組む必要がある。

現在、各地方公共団体においては、地方版総合戦略の策定など地方創生の実現に向けた取組が鋭意進められているが、都道府県議会としても総合戦略の策定や効果の検証に積極的に関わる決意である。

国は、本年を「地方創生元年」と位置付け、人口減少を克服し日本の創生を成し遂げるため、総力を挙げて地方創生の深化に向けた政策を推進することとしているが、地方の努力に対する支援にとどまることなく、中・長期的視点に立った施策を迅速かつ着実に実行するべきである。

地方創生に向けた取組は、まだ緒に就いたばかりであり、今後、具体的な取組を国と地方が連携協力して進めていかなければならない。

また、地方が地域経済の活性化・雇用対策、人口減少対策などの施策を十分に進めるためには、地方の安定的な財源確保が必要不可欠である。

よって、個性を活かした自律的で持続的な地方創生を推進するため、次の措置を講ぜられたい。

- 1 結婚・出産・子育てへの支援、企業の地方移転促進などの仕組みづくり、大学・政府機関等の地方移転など、国が自らなすべき施策を中・長期的視点に立って迅速かつ着実に推進すること。
- 2 「地方でできることは地方で」という地方分権の本旨に基づき、地方創生の取組の支障となる法令や制度等を柔軟に見直し、権限移譲や規制緩和に積極的に取り組むこと。

3 地方の主体的な取組に資するよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充し、地方の安定的な行財政運営に必要な一般財源総額を十分に確保すること。

4 平成28年度に創設される新型交付金については、十分な規模を確保し、従来の取組の隘路にも対応できる、タテ割りの個別補助ではない包括的なものとする。

また、交付金の趣旨に沿った事業を行う場合には、対象分野、対象経費の制約などは大胆に排除し、自由度の高い弾力的で継続的な交付金とすること。

以上、決議する。

平成27年7月29日

全国都道府県議会議長会

地方税財源の充実確保に関する決議

地方税財源の充実確保に関する決議

地方公共団体が、地方創生・人口減少対策、地域経済の活性化、雇用対策の推進など地域の諸課題に責任を持って取り組むためには、その基盤となる税財源を持続的、安定的に確保することが不可欠である。

国は、経済の再生と財政の健全化を一体的に推進する「経済・財政再生計画」において、国の取組と基調を合わせた地方の歳出改革に取り組むこととし、地方交付税を始めとした地方税財政制度の改革や補助金の整理・縮減などの方針が示された。

国の制度や法令の見直しを行わず、人口減少等の要因を踏まえ一律に地方の歳出削減が実施されれば、地域経済の好循環や地方創生の取組はもとより、住民に対する行政サービスの確保に深刻な影響を与えることが強く懸念される。

よって、地方公共団体の安定的な行政運営を実現し、地方税財源の充実確保を図るため、次の措置を講ぜられたい。

- 1 地方税源の更なる充実を図るため、消費税・地方消費税率の引上げと併せて、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- 2 法人実効税率の引下げを行う場合には、地方の行財政運営に支障が生じないように必要な税財源を確保すること。また、外形標準課税の更なる拡大や適用対象法人のあり方等について検討を行う際には、地域経済への影響も踏まえて、引き続き、中小企業への配慮を適切に行うこと。

- 3 地方財政計画の策定に当たっては、社会保障経費の自然増や少子化対策への対応、地域経済・雇用対策に係る歳出を特別枠で実質的に確保してきたこと等を踏まえ、歳出特別枠及びそれに伴う国の別枠加算を実質的に確保し、必要な歳出を確実に計上すること。
- 4 地方交付税については、引き続き、財源調整機能と財源保障機能の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保するとともに、臨時財政対策債の発行によることなく所要全額を確保できるよう、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。
- 5 骨太の方針において、先進的な地方公共団体が達成した経費水準の内容を基準財政需要額の算定に反映し、地方の歳出効率化を推進するとされているが、地方の財政力や行政コストの差は、人口や地理的条件など歳出削減努力以外の要素によるところが大きく一律の行政コスト比較にはなじまないことから、地方交付税の財源保障機能を十分認識した上で慎重に行うこと。

以上、決議する。

平成27年 7月29日

全国都道府県議会議長会

平成28年度以降における復興財源等の 確保に関する決議

平成28年度以降における復興財源等の確保に関する決議

東日本大震災からの復興には、被災地方公共団体の財政規模をはるかに超える莫大な事業費の確保など、いまだに多くの課題が山積している状況にある。本格的な復興を着実に進めていくためには、国庫補助率のかさ上げや補助対象の拡大、東日本大震災復興交付金や震災復興特別交付税の創設など様々な財政支援措置が講じられているが、被災地の復興には長い年月を要することから、国の特例的な支援を継続することが必要である。

国は、平成27年6月24日、復興推進会議において平成28年度以降5年間の復興財源の枠組みを決定したが、被災地域住民の生活の安定を図り、本格的な復興を5年間で達成するためには、今回決定した枠組みでの予算確保等を行っていくことが必要である。

よって、国においては、次の事項に確実に取り組むよう強く要請する。

- 1 被災地における復興まちづくりには長期間を要することから、国が決定した平成28年度から平成32年度までの今後の5年間の枠組みにおける、復旧・復興事業に必要な経費について、十分に財源を確保すること。
- 2 被災地方公共団体が復旧・復興事業を計画的に実施できるよう、東日本大震災復興交付金や社会資本整備総合交付金、農山漁村地域整備交付金を始めとする「復興枠」による別枠での予算確保や震災復興特別交付税による確実な措置など、国による特例的な財政支援を継続すること。
また、復興特別会計から一般会計等に移して対応することとされた事業であっても、復興のために不可欠な事業であることから、平成28年度以降も引き続き必要な財源を確保すること。
- 3 平成28年度以降は、一部被災地方公共団体の負担が生ずることとなっ

たが、財政基盤の弱い被災地方公共団体や事業の進捗が遅れている被災地方公共団体に十分配慮するとともに、平成28年度以降の予算編成について、被災地方公共団体の個別の状況や意見を踏まえた上で取り組むこと。

4 被災地方公共団体においては、震災前の予算規模をはるかに超える事業を実施してきており、依然として人員不足が解消されておらず、特に、土木や保健などの専門知識を有するマンパワー不足が深刻であることから、国や他の地方公共団体等からの人員派遣、被災地方公共団体の職員採用に対する支援、震災復興特別交付税による人件費等に対する財政措置の継続など、人員確保に向けた支援をこれまでと同様に行うこと。

5 平成27年度限りで終了する震災等対応雇用支援事業について、平成28年度以降も雇用支援とは別な形で支援を検討するとしているが、この事業は復興に必要不可欠な事業であることから、引き続き事業を継続するとともに、基金財源の追加交付を行うこと。

6 復興事業を円滑に進めるため、事故繰越手続の簡素化など、事務手続の簡素化の措置を継続するとともに、繰越年度内に完了しない事業を継続するために必要となる予算の再予算化や各種手続の更なる簡素化等を引き続き行うこと。

以上、決議する。

平成27年7月29日

全国都道府県議会議長会

東京電力福島第一原子力発電所事故対策 に関する決議

東京電力福島第一原子力発電所事故対策に関する決議

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による大津波は、東京電力福島第一原子力発電所を襲い、全交流電源を失った上に、冷却機能も喪失し、大量の放射性物質が放出され、国際評価尺度で最も深刻なレベル7に位置付けられる重大事故に発展し、放出された放射性物質による影響は、いまだ継続しており、また、現在も汚染水問題を始め、頻繁にトラブルが発生するなど、依然、国民の不安を招く事態が続いている。

この事故により、福島県では、立地町や周辺市町村において多くの人々が避難を余儀なくされており、避難生活の長期化により雇用と生活の場を失うという状況に直面し続けている。

また、放射性物質の放出による健康被害への不安を始め、農林水産物の出荷・摂取制限や風評による損害、さらには企業活動の停止や観光客の大幅な減少など、原発事故の影響は個人から産業全般あるいは他県にも深刻な影響を及ぼし、その被害は広範囲に及んでいる。

こうした中、避難を余儀なくされた人々は、一日も早く故郷に戻り、これまでの平穏な生活を取り戻したいとの思いを抱いて、過酷な避難生活に耐えている。

東京電力福島第一原子力発電所の事故処理対応については世界が注視しており、原子力政策を国策として推進してきた国は、人的、技術的支援を含めた世界の英知を集め、一刻も早い事態の収束を図るべきである。

また、放射性物質による汚染対策等は県境等の行政境で分けるのではなく、「放射性物質汚染対処特別措置法」（以下「特措法」という）の基本方針により、「線量に応じて」実施し、福島県民を始め全国民が安全と安心のもとで暮らすことができるよう、次の事項の実現を強く要請する。

1 原発事故への対応

「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」とする指針に基づき、

福島が真の復興を成し遂げられるよう、次の取組を迅速かつ確実に進めていくこと。

- (1) 国が前面に立ち、汚染水対策を始めとする東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組を安全かつ着実に進めること。
- (2) 東京電力に対し、現場におけるリスク管理の徹底を求めるとともに、現場を含めた監視体制を強化し、指導・監督を徹底すること。
- (3) 「福島復興再生特別措置法」が平成24年3月31日に施行され、地域再生に向けた取組が図られたところであるが、住民の早期帰還を一層進めるために必要な措置を盛り込んだ「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」が、本年5月7日に施行されたところであり、今後も同法や法の基本方針等に定められた施策を国、福島県及び関係市町村の適切な役割分担のもと確実に実施するとともに、法に基づき、福島県の復興・再生の具体的な道筋を明らかにしながら、復興が完了するまでの間は、十分な予算措置を確実に講ずること。

また、復興の状況の推移に応じて、避難者支援に新たな措置が必要とされる場合は、「東京電力原子力事故により被災した子どもを始めとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（通称「子ども被災者支援法」）に係る施策の充実を図るとともに、更なる法制度の拡充を行うこと。

- (4) 原子力災害の影響により、水産業の復旧関連事業が大幅に遅れ、特に旧警戒区域の復旧整備は着手できていないことから、事業の推進については全面的に支援を行うこと。

また、旧警戒区域の漁場におけるガレキの撤去は、国が主体となって行うこと。

2 正確で分かりやすい情報の提供と測定体制の整備

- (1) 今回の原発事故により飛散した放射性物質は、立地県はもとより隣県をはじめ広範囲に拡散し、その影響は、飲料水、農林水産物等、

住民の暮らし全体にまで及んでいることから、国の責任において大気中、飲料水、農林水産物、土壌等の放射線モニタリング体制を更に充実し継続的な測定を行い、その測定結果及び科学的な知見に基づき評価結果を国民に速やかに提供すること。

また、国においては、海洋モニタリングを強化し、その測定結果を踏まえ、国の責任において海洋生物や人体への影響の有無を評価し定期的に公表すること。

さらに、測定結果等について丁寧に情報提供し、風評が生じないようにすることはもちろんのこと、万が一、地下水バイパス水等の排出により、風評被害等の損害が生じた場合は、その賠償について確実に措置すること。

- (2) 放射性物質に係る健康や生活に対する影響を踏まえ、科学的根拠に基づいた正確な情報を国民に分かりやすく広報するとともに、原子力災害や放射能汚染、健康被害に関する全ての情報を速やかに公開すること。
- (3) 立地県はもとより、周辺の都県等が実施する空間放射線量率の測定や農林水産物、飲料水、上下水処理等副次産物、土壌、海水等に含まれる放射性物質のサンプリング調査、測定機材の購入、測定等に係る経費については、既に対応した経費も含め、国の責任において全額国庫負担とすること。

3 住民の健康対策

- (1) 隣接県民を対象としたホールボディカウンター等による検査や18歳以下に対する甲状腺検査などの健康調査を実施するとともに、国として長期間にわたり福島県民及び放射性物質の汚染が認められる隣接県民を始めとした国民の健康を管理する体制を構築し、国の責任において対応すること。
- (2) 隣接県等の子どもを始めとする住民を対象に、健康確保に必要な

事業等の機動的・柔軟な実施を可能とする健康基金（仮称）を創設するなど、住民の健康管理に関する中・長期的な視点に立った抜本的な対策を講ずること。

4 放射性物質の除去対策

(1) 特措法に基づき、迅速かつ着実な除染の推進に責任を持って取り組むこと。

また、除染に要する費用は全額国庫負担とするとともに、除染技術の研究を行い、効果のあるものは速やかに補助金又は交付金の対象とするなど、実態に応じた柔軟な執行を認めること。

(2) 汚染土壌の効果的な除染方策を直ちに提示するとともに、住民の年間追加被ばく線量の低減に向けた対策指針や放射線に対する影響の大きい乳幼児、児童生徒のための具体的対策を早急に策定し示すこと。

(3) 生活環境全体の除染については、住民が安心して生活することができるまで国の責任において確実に実施すること。

また、放射性物質に汚染された廃棄物の処理・処分については、特措法の基本方針に基づき、国の責任において、最終処分方法を一刻も早く確立するとともに、処分先及び処分費用の確保を図ること。

(4) 農地や森林等の除染に係る技術を確立するとともに、消費者や実需者から選択される安全な農林水産物の生産に不安なく取り組めるよう抜本的・総合的な対策を策定し、国の責任において確実に実施すること。

また、水産業の再開に向けて、放射性物質による海洋や湖沼汚染の状況、そのメカニズムを解明するとともに、低減対策を講ずること。

(5) 放射性物質に汚染された牧草、稲わら、堆肥や汚泥・建設副産物などの廃棄物等のうち、特措法の指定廃棄物（8,000ベクレル／kg

超え) となったものは、特措法の基本方針に基づき、国の責任において、確実に管理・処分を行い処分施設を確保すること。

また、その汚染濃度にかかわらず、放射性物質に汚染された廃棄物等は、特措法の基本方針に基づき、国の責任において、管理・処分に要する費用を負担し、国が責任を持って迅速、かつ適切な処理を進めること。

さらに、放射性物質に汚染された焼却廃や汚泥等については、放射性物質濃度を低減させ再利用を可能にするための実効性のある技術開発や指定廃棄物を出さない処理方法を早急に開発普及させ、既存処理施設での処理促進のための財政支援を講ずること。

- (6) 森林の除染については、森林内の放射性物質の動態変化に即した森林除染の方針を速やかに決定し、対策に着手すること。
- (7) 河川全体の放射性物質対策に関する方針を速やかに決定するとともに必要な措置を講ずること。
- (8) 福島再生加速化交付金によるため池等の放射性物質対策は、対策を行う市町村が必要とする体制への支援を行うこと。

5 風評の払拭

- (1) 風評の払拭のためには放射線に対する正しい知識の習得が不可欠であることから、国民が放射線と健康・食に関する正しい知識を身につけることができるよう、積極的な広報・教育活動を行うこと。

また、風評の払拭及び風化の防止を図るため、復興状況などの情報を伝え続けていく必要があることから、各自治体や関係団体が実施する情報発信等の取組に対する財政支援を継続・拡充すること。

- (2) 日本の主食である米を始め果物・野菜・林産物・水産物などの農林水産物に対する放射性物質の影響が懸念されていることから、農林水産物の安全性に関する正確な情報提供やPR活動を継続して行うとともに、国民の食品への安全・安心に関する信頼を裏切ること

のないよう、想定されるあらゆる事態を考慮し、国の総力を挙げて対応すること。

- (3) 国内外からの観光客を増やし、被災地における交流人口の拡大を図るため、被災地に関する正確な情報の発信、国内外の大規模な観光キャンペーンの継続的な実施、外国人旅行者増加のためのビザ発給条件の更なる緩和、観光振興に対する財政支援の強化など総合的な観光促進策を講ずることにより風評の早期払拭に努めること。
- (4) 農林水産物等の貿易が円滑に進むよう、中国、台湾、韓国など諸外国の過剰な規制等の撤廃や風評払拭のための対策はもとより、諸外国に対する正確かつ積極的な情報の提供、安全・安心であることを証明する仕組みの構築など、国の責任において早急に実施すること。
- (5) 地方公共団体や関係団体等が実施する農林水産物、工業製品、加工食品、水道水等の放射性物質検査等に係る費用については、検査に要する人件費、検査機器購入費、賠償請求のための事務費を含めて全て国庫負担又は東京電力による賠償の対象とするなど、国の責任において検査支援体制を確保するとともに、安全性が確認された農林水産物等の販路の確保についても支援すること。
- (6) 国から出荷制限要請の指示が出されている野生の山菜、きのこの出荷制限解除要件については、関係自治体による検査データを活用するとともに、検体数の確保が困難な地域においては、生態に即して柔軟に対応すること。
また、野生鳥獣の肉の出荷制限解除要件についても、地域の状況に即して柔軟に対応すること。
- (7) 工業製品個々における安全基準を直ちに定め、取扱いについてのルール作りを行い、産業活動の正常化のため業界団体への指導を強化するとともに、悪質な場合はその事業者名等を公表できるようにするなど、風評を払拭する取組を強化すること。

(8) 輸出を促進するため、港湾における検査体制の強化を図る必要があることから、県又は民間企業が行う放射線線量等の測定、貨物又はコンテナの除染、除染の際に生じた廃棄物等の保管や処分などの所要の経費については、全て国の責任において措置すること。

6 原子力災害に伴う損害賠償等

(1) 原子力災害に関する損害について、完全な賠償が果たされるよう東京電力に対し強く指導するとともに、被害者に対して責任を持って迅速かつ十分な支援を行うこと。

また、都道府県や市町村が対応した経費についても、全額を国において財政措置すること。

(2) 長期的な視点に立って風評被害や営業損害などについても幅広く捉え、全ての損害について十分な賠償期間を確保するとともに、国の全責任の下で、国が前面に立って、避難、帰還、移住における生活や事業の再建に向けた切れ目のない対策を講ずること。

(3) 東京電力に対し、原子力災害の原因者として誠実かつ柔軟に対応するよう指導するとともに、適切かつ確実な賠償が速やかに行われるよう、国が責任を持って財源の確保に努め、生活再建の施策を最後まで確実に講ずること。

(4) 田畑や山林の土地、立木などに係る損害賠償については、東京電力において請求受付が開始されたことから、国においても、事業再開に支障が生じることがない適切な賠償が速やかに行われるよう東京電力に対して強く指導すること。

(5) 東京電力が、出荷制限指示や風評被害による対象産品等の営業損失に係る賠償金額から事業者の営業努力等による売上高の増加額を控除していることについて、営業損害を被った事業者の特別な努力を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が行われるよう東京電力を指導すること。

7 原子力発電所立地地域の復興

- (1) 自主的な避難も含め、今回の事故により避難を余儀なくされている住民の多様な要請に応え、生活の質の向上を図るとともに、一日も早く故郷に戻り、元の生活を取り戻せるよう、避難住民に対する支援措置について、国の責任において確実に実施すること。
- (2) 原発事故に伴う特殊な状況において、被災地域又は周辺地域の事業者が事業を継続し、雇用を確保できるよう、施設の復旧補助、事業継続に必要な資金支援など、ハード・ソフト両面にわたる強力な支援措置を講ずること。

さらに、JR常磐線の避難指示区域内での復旧は、国策として原子力政策を推進してきた国に全面的な責任があることから、国が断固たる決意を持って地元地方自治体や東日本旅客鉄道株式会社と連携を図り、適切な指導、技術的支援及び財政的支援を通じ、早期全線復旧を確実に促進すること。

- (3) 地域コミュニティの再生が大きな課題となっていることから、避難自治体に対して、地域再生に向けた財政的支援を含めた長期的な支援を行うこと。

また、原子力災害対策に要する行政経費を全額国庫負担とし、被災者支援等復旧・復興のために柔軟に活用できる交付金を創設すること。

8 原子力施設の安全対策

- (1) 今回の原発事故について、事業者及びオフサイトセンターを含む国の初期対応を始め、事故拡大に至った原因や、地域住民や国民に対する情報提供のあり方等を徹底的に検証し、事故についての責任の所在を明らかにすること。
- (2) 新たな規制基準については、原子力規制委員会において国民に対する説明責任を果たし、この基準に基づき原子力発電所ごとに厳正

な審査を実施すること。

また、新たな規制基準の今後の見直しに当たっては、現在も続く福島第一原子力発電所事故に係る検証はもとより、様々な関係機関や専門家、事業者の意見を聞きながら、幅広い議論を行い、常に最新知見を反映し、科学的根拠に基づく真に実効性のある規制を確立するとともに、国民に対し十分な説明を行うこと。

以上、決議する。

平成27年7月29日

全国都道府県議会議長会

平成28年度政府予算編成
並びに施策に関する提言

地方自治委員会

1 地方創生、地方分権改革の推進について

国は「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」を閣議決定し、地方創生の深化に向けた政策を推進することとしている。

地方創生に向けた取組は、まだ緒に就いたばかりであり、今後、具体的な取組を国と地方が連携協力して進めていかなければならない。

人口減少の克服と地方創生を実現するためには、地方は、自らの実情に応じて創意工夫を凝らし、地域の自主性・自立性を最大限発揮して取り組む必要がある。

同時に、国においても、地方の努力に対する支援にとどまることなく、国が本来行うべき役割を明確にし、中・長期的視点に立った施策を迅速かつ着実に実行するべきである。

また、経済活性化・雇用対策、人口減少対策などの施策を十分に進めるためには、地方創生の取組の支障となる法令や制度等を柔軟に見直し、権限移譲や規制緩和に取り組む必要がある。

よって、次の措置を講ぜられたい。

(1) 地方創生の推進

【国自らの施策展開】

- ① 人口減少の克服と地方創生の実現のため、全ての地方が自主性・主体性を発揮できるよう、社会基盤整備や少子化対策などを行うとともに、我が国の抱える構造的な問題の抜本的改革に向け、骨太の政策を策定し、長期的視点に立って真正面から取り組むこと。

特に、地方の潜在力を引き出し、大都市圏の持つ活力と結びつけるためにも、地方に立地する企業の税負担の軽減措置等を拡充し、

企業の地方移転を一層促進すること。また、政府関係機関、大学・研究施設についても、地方への移転を促進すること。

【地方創生の基盤となる財源の確保】

- ② 「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充を含め、一般財源総額を確保すること。

また、平成28年度に創設される新型交付金については、十分な規模を確保し、包括的で自由度の高いものとする。

(2) 更なる地方分権改革の推進

【地方の意見の反映と情報提供】

- ① 国の政策の実施に当たっては、地方に対して事前に情報提供を行うとともに、地方の意見を反映させること。

特に、地方行財政や地方公共団体の運営等に大きな影響を及ぼす事項については、「国と地方の協議の場」において十分協議を行うこと。

なお、具体的な事項の協議に当たっては、地方からの意見を政策の制度設計等に的確に反映することができるよう、十分な時間的余裕を持って提案を行うとともに、分科会の積極的な活用を図ること。

【国から地方への事務・権限の移譲等】

- ② 地方分権改革に関する「提案募集方式」による提案の実現に向けて積極的に検討を行い、更なる事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直しを行うこと。

また、事務・権限の移譲等に当たっては、地方の意見を十分に反

映し、財源措置、スケジュール、研修の実施、マニュアルの整備等について具体的な検討と調整を確実に進めること。

(3) 地方議会の機能強化等

【議会機能の充実強化】

- ① 地方分権改革の推進により、地方議会の果たす役割はますます増大することから、地方議会議員の法的な位置付けの明確化及び活動基盤の強化、議長への議会招集権の付与等、更なる議会機能の充実強化を図ること。

【地方議会議員の新たな年金制度の実現】

- ② 国民の幅広い政治参加や、地方議会における人材確保の観点から、被用者年金に加入して基礎年金に上乗せの報酬比例部分のある年金制度とするなど、地方議会議員の新たな年金制度を早急に実現すること。

2 地方税財源の充実強化について

地方公共団体が、地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、人口減少、少子高齢化への対応、地域経済の活性化、防災・減災対策などに取り組むためには、安定的な財源確保が不可欠である。

しかしながら、地方財政は、行財政改革の徹底した取組を推し進めているものの、依然として大幅な財源不足と累積した多額の借入金残高を抱えており、極めて厳しい状況にある。

今後とも地方が様々な課題に対して、地域の自主性・主体性を最大限

發揮して取り組むためには、地方税財源の充実強化を図る必要がある。

よって、次の措置を講ぜられたい。

(1) 地方税源の充実強化

① 地方が担っている役割と責任に見合うよう、国と地方の税源配分の見直しを行い、地方消費税の充実などにより税源の偏在性が少なく税収の安定性を備えた地方税体系を構築すること。

② 法人実効税率の引下げに当たっては、地方の財政運営に支障が生じないように、課税ベースの拡大などの代替措置により必要な地方税財源を確保すること。

また、外形標準課税の更なる拡大や適用対象法人のあり方の検討に当たっては、地域経済への影響を踏まえて、中小企業への配慮を行うこと。

③ 消費税率10%引上げ時における自動車取得税の廃止など、車体課税の見直しに当たっては、地方の意見を踏まえ、減収が生ずることのないよう、安定的な代替税財源を確保すること。

また、消費税の軽減税率制度の導入は、対象品目の線引きや事業者の事務負担等、検討を要する課題が多岐にわたることから、その導入時期も含めて慎重に検討するとともに、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう代替財源を確保する方策を同時に講ずること。

④ 法人事業税における電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税制度については、長年にわたり外形課税として定着しており、地方税収の安定化に大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。

(2) 地方交付税総額の増額等

① 地方交付税の財源調整機能、財源保障機能を充実強化するため、地方財政計画に福祉・医療など社会保障関係経費を始め、増加する地方の財政需要を適切に反映させるとともに、臨時財政対策債の発行によることなく所要額全額を確保できるよう地方交付税の原資となっている国税5税の法定率を引き上げ、総額を増額すること。

また、地方財政計画の策定に当たっては、人口減少、少子高齢化に伴う社会保障経費の自然増や少子化対策への対応、地域経済・雇用対策に係る歳出を特別枠で実質的に確保してきたこと等を踏まえ、歳出特別枠及びそれに伴う国の別枠加算を実質的に確保し、必要な歳出を確実に計上すること。

② 地方が中期的な視点に立った安定的な財政運営を行うことができるよう、地方財政計画の決定過程の透明化、予見可能性の向上を図ること。

また、国が後年度の財源措置を約束した、景気対策や政策減税、財政対策等のための地方債の元利償還に対する地方交付税措置を確実に履行すること。

さらに、既往の臨時財政対策債の償還財源を確実に確保すること。

(3) 国直轄事業負担金の廃止

直轄事業は国土保全や広域的な交通の確保など、本来国が責任を持つべき事業に縮減し、その他の事業については地方に権限と財源を一体的に移譲することを明確にした上で、直轄事業負担金制度を廃止すること。

なお、事業の縮減に当たっては、社会資本整備が遅れている地域に配慮すること。

(4) 退職手当債の発行条件に関する特例措置の継続

平成27年度までとされている退職手当債の発行条件に関する特例措置について、地方の財政運営に支障が生じないように、平成28年度以降も継続すること。

3 災害対策の充実強化について

我が国は、地形、地質、気象などの自然的条件から、地震、津波、台風、洪水、地すべりなどによる災害が全国のあらゆる地域で発生しやすい国土となっており、先の東日本大震災では、多くの尊い人命が失われることとなった。

また、各地で火山活動が活発化しており、噴火により多数の登山者が犠牲になるとともに、降灰などによる被害がもたらされている。

さらには、南海トラフ地震や首都直下地震などによる甚大な被害の発生が懸念されているところである。

このため、災害の発生を未然に防止する対策の充実、災害に強いまちづくり、災害発生時の被災者支援や早期復旧、復興対策を推進する必要がある。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に基づき作成された「南海トラフ地震における具体的な応急活動に関する計画」をより実効性のあるものとするため、各種拠点の機能強化等地方の応急対策について支援策を講ずること。
- (2) 地方が地震・津波に対する防災・減災対策を着実に推進することができるよう、地震防災上緊急に実施すべき施設整備、津波避

難施設の整備などに対する積極的な財政支援措置を講ずること。

(3) 大規模地震に備えて防災拠点施設や避難所における「自立型ライフライン機能」の確立に向けた対策を推進すること。

(4) 大規模災害における医療提供体制の確立のため、医療機関の耐震化や津波対策のための移転を加速させるとともに、DMAT(災害派遣医療チーム)における継続的な人材確保、医療機関への資機材整備の支援、医療従事者の研修制度の創設などを図ること。

(5) 防災無線普及支援措置の拡充を図るとともに、携帯電話や通信衛星等を活用した多重の情報通信手段を確保すること。

なお、医療機関の通信については、特段の配慮を行うこと。

(6) 自然災害に関する調査・研究を推進するとともに、全国的な観測、予知、予報及び伝達に係る体制を一層強化すること。

(7) 大規模災害発生時に、被災地域以外の都道府県からの広域的な支援を受け入れるための総合的な調整を行う体制や避難生活から生じる医薬品及び衛生材料のニーズに対応できる広域的な医薬品等の確保・供給体制の構築など広域的支援体制を確立すること。

(8) 一部地域が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」及び「被災者生活再建支援法」の適用対象となる自然災害が発生した場合には、同一の自然災害により被害を受けた全ての地域を支援対象とすること。

また、「被災者生活再建支援法」については、対象世帯、被害区分の要件、基準の緩和等制度の拡充を図るとともに、被災者生活再建支援基金では対応できない大規模な災害が発生した場合には、国が全額補償するなど所要の措置を講ずること。

(9) 大規模災害発生時における被災地方公共団体に対する寄付金に

については、税額控除額の算定における「個人住民税所得割の額の2割」という限度額を時限的に引き上げるなど、被災地方公共団体の復興に役立つよう制度の充実を図ること。

- (10) 火山噴火による被害を最小限とするため、監視・情報提供体制の整備、避難・応急体制の整備等の対策を講ずること。

また、火山噴火による降灰に対して、除去等に係る財政支援、農林水産物や漁業への被害の未然防止、観光業等における風評被害に係る支援、被災者の生活支援など、適切な措置を講ずること。

さらに、登山者、住民等の安全確保のための火山防災対策を強化すること。

4 テロ対策の強化について

我が国においては、2016年伊勢志摩サミットや2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催が控えていることから、国内の空港や湾岸施設などにおけるテロ対策の徹底・強化が重要な課題となっている。

このような中、海外においてもシリアにおける邦人殺害テロ事件、チュニジアにおける銃撃テロ事件など、邦人が犠牲になる事件が発生している。

よって、国内はもとより、海外の在留邦人の安全確保を図るため、テロに対する万全の対策を講ぜられたい。

5 基地対策等について

我が国では、米軍基地に起因する種々の問題が発生し、住民生活はも

とより経済活動の制約となり、地域振興等に多大な影響を及ぼしている。

また、我が国には、数多くの不発弾等が埋没・放置されており、住民に不安と恐怖を抱かせることとなっている。

よって、住民福祉の向上と地域の負担軽減を図るため、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 基地周辺の住民生活の安全確保のため、関係地方公共団体の意見を尊重し、万全の措置を講ずること。

また、国民の生命・財産と人権を守る立場から、米軍人・軍属等の綱紀粛正などを図るとともに、日米地位協定を抜本的に見直すこと。

- (2) 戦闘機F22ラプターの暫定配備が常駐化につながらないように、適切な対応を図ること。また、垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイの飛行訓練の実施等、その運用に当たっては、関係地方公共団体の意向に配慮するとともに、同機の騒音規制や低空飛行訓練等に関する具体的な措置を定めた日米合同委員会合意事項を徹底的に遵守すること。

- (3) 米軍施設・区域の整理・縮小を図るとともに、海兵隊を含む米軍兵力の削減を推進すること。

とりわけ、米軍普天間飛行場問題を早期に解決すること。

- (4) 基地交付金等の所要額を確保すること。
- (5) 不発弾等を速やかに発見・処理するとともに、爆発事故による人身及び物件に対する損傷及び被害に対しては、新たな補償制度の創設など国の責任において対応すること。

6 北方領土の早期返還について

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方領土の返還実現は、国民の長年の悲願である。

しかしながら、戦後70年の節目を迎える今もなお、領土問題の解決に向けた具体的な進展は見られていない。

よって、従来にも増して国際世論の喚起に一層努めながら、実効性ある返還運動を展開するとともに、北方領土問題解決のための交渉をより精力的に進め、一日も早く北方領土の返還を実現されたい。

7 竹島の領土権の確立について

竹島については、歴史的にも国際法上も我が国固有の領土であるにもかかわらず、これまで60年以上にわたって韓国が不法に占拠し続けている。

特に最近、ヘリポートの大規模改修工事や島民宿舎の建設、竹島周辺での海洋科学基地や防波堤建設を計画するなど、竹島の実力支配を一層強めているところである。

そうした中、平成24年8月には、韓国大統領が竹島へ上陸し、その後、韓国国会議員等の上陸も相次いで強行された。こうした韓国の動きは、断じて容認できるものではない。

よって、国際司法裁判所への単独提訴を含め、竹島の領土権の確立に向けた強力な外交交渉を行うとともに、国民世論の啓発や国際社会への情報発信などを積極的に展開されたい。

8 日本人拉致問題の早期解決について

日本人拉致問題については、北朝鮮が拉致被害者等の再調査を行い、平成26年秋までに最初の報告をすることで合意していたにもかかわらず、再調査開始から1年が経過した現在も具体的進展が見られていない。

また、北朝鮮は、これまでに何度も核実験やミサイル発射を強行しており、その挑発的な行動は断じて容認できない。

よって、日本人拉致問題の早期解決に向けて、北朝鮮に対して、早急に全ての調査結果を報告することを強く求めるとともに、今後、更なるミサイル発射が行われた場合には、毅然とした態度で臨むこと。

社会文教委員会

1 少子化対策の推進について

少子化の進行は、地域活力の低下や社会保障制度への影響等、経済や社会の広範の分野にわたり深刻な影響を与え、我が国の将来にとって極めて憂慮すべき問題となっていることから、その克服に向けて、国と地方が一丸となり、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを強力に進めていくことが必要である。

よって次の措置を講ぜられたい。

- (1) 地方が自らの創意工夫により、地域の実情に応じた総合的な少子化対策を継続的に実施することができるよう、地方の取組に対する安定的な財政措置を講ずること。
- (2) 「子ども・子育て支援新制度」の本格実施に伴い、保育や子育て支援等の「量的拡充」及び「質の改善」が図られるよう、必要とされる財源を確実に確保すること。
- (3) 子育てと仕事の両立支援を一層推進するため、育児休業制度の抜本的見直しを図るとともに、「放課後子ども総合プラン」を着実に実施すること。
- (4) 子どもに対する医療費助成については、多くの地方公共団体が独自に実施しているが、地方公共団体の財政力等によりサービス水準に格差が生じることは望ましくないことから、国の責任において統一的に実施すること。

また、子育てのための経済的負担を軽減するため、子どもの教育に係る財政的支援や、子育て世帯に対する住宅支援等についても拡充を図ること。

- (5) 「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、教育や生活支援等

に関する事業が円滑に実施されるよう、国庫補助率を引き上げるなど財政支援措置を拡充するとともに、専門家の派遣及び情報提供等の相談支援体制の充実を図ること。

2 女性の活躍の推進について

女性が個々の希望に応じ、家庭、地域、職場において個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するには、仕事と生活の両立を図るために必要な環境整備や、女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用などを総合的に推進することが重要である。

よって次の措置を講ぜられたい。

- (1) 「2020年に指導的地位に占める女性の割合30%」との目標を達成するため、民間に先駆け、率先して女性の採用や登用に取り組むこと。
- (2) 女性が幅広い分野で活躍できるよう、職場復帰等の支援や、起業支援、在宅テレワークの推進など、女性が働きやすい環境整備のための支援措置を創設すること。
- (3) 働く女性が妊娠・出産を理由にした不利益な対応や嫌がらせを受ける「マタニティー・ハラスメント(マタハラ)」の撲滅に向け、企業などに対し、マタハラを防ぐ行動計画の策定を義務付けること。
- (4) 女性の生涯を通じた健康支援を推進するため、女性の健康の包括的支援法の制定、女性特有の疾病予防対策の充実、不妊治療・不育症治療に対する助成の拡充などを図ること。

3 医療提供体制の整備について

我が国の医療を取り巻く環境は、少子高齢化の進行、国民の医療に対するニーズの多様化など、著しく変化しており、これに対応した良質で国民が安心して暮らせる医療の確保を図ることが強く求められている。

特に、医師不足を解消するとともに、地域別・診療科別医師の偏在を解消し、救急医療や周産期医療を確保するなど、地域における医療提供体制を整備することは喫緊の課題となっている。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 医師の絶対数の不足を解消するため、大学医学部定員増の恒久化を図るなど、医師不足問題の解消に向けた抜本的対策を講ずること。
- (2) 地域別、診療科別の医師の偏在を解消するため、医師が不足する地域や診療科での勤務を誘導する仕組みを早急に構築するとともに、産科・小児科等特定診療科の診療報酬の適切な見直しによる処遇の改善や、就労環境の改善等についても引き続き推進すること。
また、臨床研修医の地域への適正配置、充実した臨床研修体制の整備を促進すること。
- (3) 医師不足の深刻な地域の中小規模病院において、総合診療医を育成・定着する仕組みを構築すること。
- (4) 看護師、助産師等の地域医療を支える専門職の計画的な確保・養成や就労環境の改善等を着実に推進すること。
- (5) ドクターヘリの安定的な運用を図るため、運航経費に対する財政支援措置を拡充するとともに、運航従事者の育成・確保に対し

て必要な支援措置を講ずること。

(6) 都道府県が責任主体として国民健康保険の財政運営を行うに当たり、詳細な制度設計や保険料負担の平準化に向けた課題の解決方策などについて検討する際には、都道府県の意見を十分に踏まえること。

(7) 全国健康保険協会の安定的運営を図り、中小企業等とその従業員の保険料負担の軽減を図るため、協会に対する国庫補助金の補助率を速やかに引き上げること。

また、高齢者医療制度のための支援金等が協会の財政悪化の主たる要因となっていることから、高齢者医療制度における公費負担の拡充など、抜本的な見直しを行うこと。

(8) 線維筋痛症、軽度外傷性脳損傷など、人口の0.1%程度以上の疾病や診断基準が明確でない疾病については、指定難病から除外されており、医療費助成の対象とされていないことから、患者に対して適切な救済措置を講ずること。

また、難病患者への就労支援について充実強化を図ること。

(9) 地域医療介護総合確保基金については、医療従事者の確保・養成、在宅医療の推進、病床機能分化・連携を図るため、十分な財政措置を講ずるとともに、不断の見直しを行い、真に実効性のあるものとする。

4 危険ドラッグ対策の強化について

近年、危険ドラッグについては、販売店舗数が減少し、摘発件数も増加しているものの、指定薬物に指定されるまでの間は使用・所持には規

制が及ばないことや、デリバリー方式など表に出ない形での販売形態に移行するおそれもあり、危険ドラッグへの迅速な対応も含め対策の一層の強化が急務となっている。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 危険ドラッグの新たな形態による販売等を阻止するため、引き続き、更なる規制強化を図ること。
- (2) 危険ドラッグの危険性について、若年層にも効果的な広報啓発を一層強化すること。
- (3) 危険ドラッグである指定薬物等の簡易検査の実用化に関する研究を早急に進めるとともに、より迅速に指定薬物の指定ができる体制を整備すること。

また、地方衛生研究所への支援の更なる充実を図ること。

5 雇用対策の推進について

地方においては、労働力人口の減少が急激に進んでおり、地域の活力を維持しつつ、産業の振興を図るためには、労働力の確保、労働者の資質向上が急務となっており、地方創生の観点からも、地域における雇用の創出や人材育成、地域企業の処遇改善の取組は重要である。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 良質で安定的な雇用の創出に向け、地域が取り組むプロジェクトへの支援など地域雇用対策を充実するとともに、より自由度の高い新たな財政支援制度を創設すること。
- (2) 若年者を取り巻く雇用情勢は依然厳しい状況にあることから、新規学卒者を始め若年者の雇用促進のための施策を充実強化する

こと。

- (3) 非正規労働者については、その働き方に見合った正規労働との均衡ある処遇の確保を図るとともに、正規労働者への転換のための支援措置を充実すること。
- (4) 季節労働者の雇用の安定のため、通年雇用化を促進する施策の充実強化及び、公共工事の平準化等による冬期雇用の拡大を図ること。

6 障害者施策の推進について

障害者施策については、平成26年4月に障害者自立支援法の改正法が全て施行されたことに伴い、重度訪問介護の対象者の拡大等が図られたところであるが、引き続き、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援していくための施策の拡充が必要である。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 「地域生活支援事業」については、障害者の自立した地域生活を支援するために必要不可欠な事業が確実に実施できるよう、十分な財政措置を講ずること。
- (2) 障害者福祉施設等の整備促進を図るため、基金制度を創設するなど財政支援措置を拡充すること。
- (3) 障害福祉サービス等提供事業者の報酬及び配置基準については、実態をよく把握した上で、必要に応じて所要の改善を図ること。
- (4) 手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた「手話言語法（仮称）」を制定すること。

7 介護人材の確保等について

我が国の高齢化は世界に類を見ないスピードで進展していることから、国民の介護関係業務に係る需要は増大し、今後これを支える介護サービスの向上を図ることは重要な課題である。

特に、生産年齢人口の減少や他分野への人材流出等の中で、質の高い介護サービスを安定的に提供していくためには、介護人材の安定的確保と資質の向上が不可欠となっている。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 平成27年度の介護報酬改定については、マイナス改定であったことから、その影響を調査し、必要に応じて実態に即した対策を講ずること。

なお、介護報酬の介護職員処遇改善加算については、賃金向上が特定の職員や一部の事業所に偏らず、介護に従事する全ての職員に反映される制度とし、確実に賃金改善につながる措置を講ずること。また、これにより保険料の引上げや地方の負担増とならないよう配慮すること。

- (2) 介護職員の安定的な確保と資質向上を図るため、引き続き就労環境の改善に向けた取組を着実に推進すること。
- (3) 介護福祉士養成施設の入学生の経済的負担の軽減と優秀な人材確保のため、「介護福祉士等修学資金貸付制度」を全額国庫負担とするとともに、同制度の貸付金返還免除の条件について緩和を図ること。

8 教育体制の充実について

少子化が進行している我が国においては、これからの社会の発展を担っていく子どもたち一人ひとりの能力を最大限に伸ばすため、きめ細かな教育を提供していくことが不可欠である。

しかしながら、財政制度等審議会において、今後の少子化の進行に伴い、公立小中学校等の教職員を削減できるとの試算が示された。

現在の学校現場では、教員の長時間勤務及び子どもと向き合う時間の少なさが指摘されており、教職員の削減を進めることは、子どもたちの能力を引き出そうとする教育の実現に逆行することになる。

また、公立学校と特色ある教育を展開している私立高等学校等が相まって教育体制が維持されることが、公教育の健全な発展のためには重要であり、私立高等学校等の経営の健全性を高めるための支援が必要となる。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 公立小中学校等における、少人数教育や、いじめ・不登校などの様々な教育課題に対応するため、教職員並びに教育支援を行う多様な専門スタッフを確保できるよう、各種加配を拡充すること。
また、中長期にわたり教職員が計画的に配置されるよう、教職員定数改善計画を早期に策定すること。
- (2) 私立学校教育の重要性を認識し、現行の私立高等学校等への私学助成に係る国庫補助制度を堅持し一層の充実を図ること。
- (3) 私立学校施設耐震化への補助の拡充など、私立高等学校等の教育環境の整備充実を図ること。
- (4) 私立高等学校等の生徒への修学支援の拡充強化を図ること。

9 「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」及び「ラグビーワールドカップ2019」開催に向けた取組について

「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」及び「ラグビーワールドカップ2019」の開催は、国民に感動や勇気、活力を与えるだけでなく、世界各国から訪れる多数の外国人に各地の魅力をPRし、東日本大震災から立ち直った日本の姿と世界から寄せられた支援に対する感謝の気持ちを示す絶好の機会である。とりわけ開催に伴う経済波及効果は、社会や経済を活性化する大きな契機となることから、国全体の発展につながる関連事業等を実施することが望まれる。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 国と地方公共団体の協力関係を深め、国全体として総合力を発揮し関連事業に取り組むことができるよう、環境整備を図ること。
- (2) 選手団の事前合宿等、キャンプ地を誘致する各地域の活動について積極的な支援を図ること。
- (3) 食・観光といった豊富な資源を発信するなど国外に日本の魅力をアピールし、集客力を高めること。

10 国際リニアコライダーの実現について

国際リニアコライダー（ILC）は、素粒子や宇宙の研究に飛躍的発展をもたらすだけでなく、超伝導技術を始めとする多くの先端技術の開発と実用化を促進し、更に多くの外国人研究者が参画する国際学術研究都市の形成にもつながる国際プロジェクトである。

I L Cが実現した場合、宇宙誕生や質量の起源など、人類存在の核心に迫る謎の究明が進み、日本が世界に、そして人類に対して大きく貢献するとともに、科学技術創造立国の実現や高度な技術力に基づくものづくり産業の成長発展、更には日本再興に大きく寄与するものとなる。

I L Cは未来を担う世代に引き継ぐ大きな財産として、その実現に向けて産学官民が一体となった体制を構築し、I L Cの受入れ態勢の構築に万全を期するとともに、I L Cの実現について国民的理解を得るための取組等を強力に行っていかなければならない。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) I L C日本誘致の方針を早期に決定すること。
- (2) 資金の分担や研究参加に関する国際調整等を速やかに進めること。

11 世界遺産富士山の適切な保存管理について

世界遺産富士山の適切な保存管理を確実に推進するためには、富士山が多様な主体によって管理され利用されている現状を鑑みつつ、多くの関係者の理解と協力の下、官民一体の取組を進めていくことが重要である。

また、富士山は、世界遺産委員会から保存管理上の諸課題について指摘を受け、平成28年2月1日までに保全状況報告書を世界遺産センターに提出するよう要請されていることから、早急な対応が必要となっている。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 保全と活用との調和を図るために必要な法制上の措置を講ずること。
- (2) 構成資産の適切な保存管理に向けた支援を強化すること。

經濟産業委員会

1 地域経済の再生について

政府は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の一体的な推進により、デフレ脱却と経済の再生は大きく前進したとしている。

そのような中、我が国の景気は、緩やかな回復基調が続いているが、好調な企業収益を、設備投資の増加や賃上げ、雇用環境の更なる改善等に確実につなげ、地域や中小企業等も含めた経済の好循環の更なる拡大を実現していくことが、何より重要である。

しかしながら、地方においては、急速な円安の進行などによる原材料価格の高止まりや電気料金の値上げ等で、中小企業等の経営は依然として厳しい状況が続いているとともに、昨年4月の消費税増税や実質賃金の低下などの影響もあり、個人消費の回復が停滞するなど、景気回復を実感するまでには至っていない。

よって、地域の実情を十分に踏まえ、地域経済の再生と更なる発展に資する施策を講ぜられたい。

2 産業振興施策等の効果的な執行について

地方は、地域の特色や産業資源を活かした独自の振興策に鋭意取り組んでいるところであるが、活力ある地域経済を実現するためには、国と地方がこれまで以上に連携を図り、その効果を最大限発揮し、地域の実情に応じたより効果の高い施策とすることが必要である。

しかしながら、国が直接市町村や民間事業者等へ交付する補助金は、地方の取組や地域の実情が反映されにくいばかりか、国による地方への

過度な関与や二重行政の拡大などにつながるおそれもある。

よって、これらの補助金のうち、中小企業支援やまちづくりなど産業振興施策等に係るものは、地域の実情を踏まえ総合的な観点から展開する必要があることから、地方の取組と一体的に実施できるよう、適宜、情報提供を行うとともに、効果的な執行の仕組みを構築されたい。

3 中小企業の事業承継に係る税制の抜本的な見直しについて

中小企業は、地域における経済活動や雇用の確保などにおいて大きな役割を担っており、その経営資源を有効に次世代につなぎ円滑な事業承継を図ることは、地域活性化のために極めて重要である。

しかしながら、現在の事業承継に係る税制は、中小企業が存続していく上で必要な事業用資産であっても、経営者の個人名義となっているため、相続税・贈与税が課されており、信用力や資金力に乏しい中小企業の事業承継にとって大きな障害となっている。

平成27年度税制改正大綱では、個人事業者の事業承継等に係る税制上の措置について、既存の特例措置のあり方を含め総合的に検討することとされているが、中小企業の活力を生かし、その躍進を図るためには、事業の継続に支障がないような評価・課税方法とするなどの措置が必要である。

よって、中小企業の存続を図るため、事業承継に係る税制の抜本的な見直しを行うこと。

4 エネルギー政策の確立について

エネルギーは、国民生活の安定向上並びに国民経済の維持及び発展に欠くことのできない重要な基盤であるとともに、持続的かつ安定的に供給が確保されなければならない。

しかしながら、東日本大震災とそれに伴う福島第一原子力発電所事故により、原子力の安全性について国民の信頼が大きく損なわれ、また、電力・石油・ガスといったエネルギーの供給にも混乱が生じ、我が国のエネルギーシステムが抱える脆弱性が明らかになった。

このため、原子力発電に対する国民の不安・不信の払拭、国民生活や経済・産業活動が安定的に営まれる環境を実現するエネルギー需給構造を確立することが求められている。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) エネルギー政策については、持続可能なエネルギーミックスの実現に向けた具体的方策を講ずるとともに、原子力政策については、原子力発電・核燃料サイクルの位置付けを含めた明確な国家戦略を示すこと。

なお、電力システム改革については、地域の実情を踏まえ、どの地域にあっても、改革のメリットが同じく享受できるように進めること。

- (2) 電力会社の電気料金値上げによる影響を緩和するため、省エネ設備等の導入に対する支援や中小企業支援施策の充実を図ること。
- (3) 原子力発電所の新規制基準への適合性審査については、厳格な審査を行うことはもとより、その結果について、関係地方公共団体の理解促進に努めること。

また、原子力発電所の安全性に関する国内外の最新の知見を絶えず収集・分析し、適切に基準に反映させるなど、原子力規制の充実強化に取り組むこと。

さらに、原子力安全規制の取組状況や安全性の確認結果について、広く国民への説明責任を果たすとともに、原子力の安全確保等に関する情報公開、住民への説明、広報の充実強化を図ること。

(4) 安全性が確認された原子力発電所の再稼働については、国としてエネルギー政策上の必要性を明確に示し、地元の意向を尊重しながら責任を持って判断し、その結果について国民に丁寧かつ十分な説明を行い、理解を得ること。

(5) 原子力災害対策指針については、最新の知見や関係地方公共団体等の意見を踏まえ、必要な項目を早急に整備するとともに、住民の安全確保の視点に立った改定を継続的に行うこと。

また、地方公共団体が行う地域防災計画（原子力災害対策編）の改定や福島での事故を踏まえた防災対策の強化に対して、引き続き必要な調整・支援・協力を行うこと。

(6) 再生可能エネルギーや水素エネルギーの普及拡大、天然ガスの安定供給確保・普及拡大を図るとともに、メタンハイドレートの実用化に向けた取組を推進すること。

さらに、省エネ家電のより一層の普及支援等省エネ対策の強化を図ること。併せて、地域の実情を加味した小規模・分散型の電熱併給等の普及促進を図るなど、当該地域の特性を踏まえたエネルギー効率の優れたまちづくりに取り組むこと。

国土交通委員会

1 道路の整備促進について

道路は、防災、救急医療、通勤、通学など住民が安全で安心な生活を営んでいくために必要不可欠な生命線であり、さらには、地域振興や地域経済の活性化のために、優先的に整備すべき社会資本である。

しかしながら、地方の道路整備は、いまだ立ち遅れている状況にあり、大規模災害に備えた国土強靱化の観点からも、引き続き道路整備財源の充実を図るとともに、道路網の整備を重点的かつ計画的に推進する必要がある。

よって、道路の整備促進のため、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 極めて厳しい地方財政の状況及び地方の道路整備の必要性等に鑑み、地方において必要な道路整備を確実に進めるよう、道路整備財源を十分確保すること。

また、道路事業については、災害時の代替機能、救急医療への対応や、観光客の増加など整備による多様な効果を総合的に評価し、事業の必要性を適切に判断する仕組みを早急に具体化すること。

- (2) 高速自動車国道の整備については、ミッシングリンクを解消し、早急に全国的なネットワークを形成するため、国の責務として重点的かつ計画的に推進すること。

特に、整備計画区間の早期完成を図るとともに、基本計画区間及び予定路線区間についても、早急に整備計画等を策定し、事業を推進すること。なお、整備に当たっては、自然環境、沿道環境に十分な配慮を行うこと。

- (3) 一般国道の自動車専用道路の整備を促進すること。
- (4) 各地域の広域的な連携を強化するため、高規格幹線道路網の整

備とともに、これと一体となった幹線道路ネットワークの軸となる地域高規格道路の整備を促進すること。

- (5) 高速道路料金については、「新たな高速道路料金に関する基本方針」に基づき、利用者重視の料金制度への転換が図られたところであるが、地域間格差の是正や大都市圏と地域経済との交流を活性化させる観点から、料金水準見直しによる効果等を検証し、より効果的な料金制度となるよう今後も引き続き、見直しの検討を進めること。

2 鉄道の整備促進について

新幹線、在来線等を中心とする鉄道は、我が国における基幹的高速交通手段として重要な役割を担っており、その整備充実は、地域の自立的発展と経済の活性化、さらには、災害に強い強靱な国土づくり等を図る上で必要不可欠なものである。

よって、鉄道の整備促進のため、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 整備新幹線の早期完成に向けて、整備を促進するとともに、安定的な事業実施及び関連する諸課題の解決が可能となるよう、十分な財源を確保すること。

また、地方負担軽減のための財源措置を拡充するとともに、未着工区間の早期着工を図ること。

- (2) リニア中央新幹線の整備に当たっては、地域の意見を十分に踏まえ、開業に向けて着実な推進を図ること。

また、中間駅の機能強化と周辺のまちづくりを推進するとともに、地域全体の交通ネットワークの充実強化を図ること。

- (3) 基本計画路線については、必要な調査を実施するとともに、速やかに整備計画を策定し、早期着工を図ること。
- (4) 整備新幹線の開通に伴い経営分離される並行在来線は、単に限られた地域住民の足としてのみ利用されているものではなく、多数の貨物列車が走行する、国の物流政策、大規模災害時における物資輸送上、極めて重要な役割を果たしていることから、将来にわたり安定的な経営を維持できるよう、初期投資や運営費に対する助成措置、資産の無償譲渡若しくは収益性に基づいた価格設定のルール化を図ること。
- また、並行在来線の経営安定維持のために、地方負担の軽減等について、これまでの枠組みの見直し・再検証を速やかに行い、JRからの協力・支援の在り方や並行在来線の赤字解消分も含まれている貸付料など新しい財源措置を含め、新たな仕組みを構築するとともに、乗継割引に対する財政支援制度の創設など支援施策の充実を図ること。
- (5) 在来線の高速化及び複線化等の機能強化や輸送改善を図るとともに、電化等の整備により輸送力の増強に努めること。
- (6) 踏切事故防止対策や安全保安設備の充実など、安全な輸送を確保するための施策を更に推進すること。
- (7) フリーゲージトレイン（軌間可変電車）の技術開発を推進し、早期実用化を図ること。
- (8) 特定地方交通線や地方鉄道新線を引き受けた第三セクター鉄道等の鉄道防災、車両更新、交通施設バリアフリー化を促進するとともに、経営安定化対策を充実すること。

また、地域の経済社会活動の基盤として重要な役割を果たして

いる地方鉄道の活性化・再生への取組について、各種支援措置を強化すること。

3 空港、港湾の整備促進について

空港、港湾は、国土の均衡ある発展と産業振興の飛躍的な発展に資する重要な社会資本として、我が国の経済・社会活動を支えている。

さらに、大規模災害に備えた国土強靱化の観点や国際競争力の強化、観光立国の実現を推進するためにも、空港、港湾を効果的、重点的に整備する必要がある。

よって、空港、港湾の整備を促進するため、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 既存空港の機能拡充のため、施設整備を促進するなど、空港の整備を着実に推進すること。
- (2) 航空交通の効率的な運航と一層の安全を確保するため、航空管制業務の充実強化を図ること。
- (3) 各航空会社が路線の減便や廃止を行う場合には、国への届出前に国を交えて空港の設置管理者や地元自治体と協議する制度を創設すること。

また、地方路線が公共交通機関として定着していることを踏まえ、その維持・拡充のための措置を講ずること。

- (4) 災害に強い物流ネットワークの構築や、今後増加が見込まれるクルーズ船寄港の受入環境整備など、地域の多様な要請に対応した港湾の整備を促進するとともに、既存の港湾施設の維持修繕に係る施策の充実を図ること。

また、国有港湾施設については、国と地方の役割分担を明確に

し、国がその維持修繕について一定の責任を果たすこと。

- (5) 地域の国際化、経済の国際競争力の強化のため、道路、鉄道と一体的に空港、港湾施設の整備を行うとともに、モーダルシフトに取り組むなど、人や物の輸送の一層の効率化を促進すること。

また、国際化の推進に対応するため、空港・港湾のC I Q体制の整備を図ること。

4 社会資本の老朽化対策の充実強化について

我が国においては、高度経済成長期に集中的に整備された道路や橋梁などの社会資本が、建設後30年から50年の期間が経過しつつあり、今後急速に老朽化が進行することが懸念されている。

これら社会資本が機能不全に陥れば、住民の生活に影響を及ぼすことはもとより、重大な事故を引き起こすおそれがある。また、巨大地震の発生が懸念される中、安全・安心な国土・地域の構築に向けた国土強靱化の観点からも、社会資本の老朽化対策は重要な課題となっている。

地方公共団体においては、長寿命化計画を策定するなど、社会資本の計画的な維持管理に努めているところであるが、厳しい財政状況の下、対策の強化が進まない状況にある。

よって、安全で安心な社会基盤を再構築するため、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 効率的、効果的な維持管理や更新が計画的に進むよう安定的な財政支援を講ずるとともに、技術的支援を充実すること。
- (2) 維持管理等の事業の担い手となる人材を確保するため、技能者の処遇改善や教育訓練の充実等の環境整備を推進すること。

- (3) 維持管理業務の効率化に資する技術開発を行うこと。

5 防災・減災対策の充実について

我が国の国土条件は、地震、津波、台風、洪水、地すべりなど、自然災害に対し脆弱で、毎年、多発する災害により、大きな被害が生じており、先の東日本大震災では、多くの尊い人命が失われることとなった。

また、各地で火山活動が活発化しており、南海トラフ地震や首都直下地震などによる甚大な被害の発生も懸念されている。

このため、既存インフラの耐震化や震災に強いまちづくり等を早急に進め、災害に対する住民の安全と安心を確保することが重要である。

よって、防災・減災対策の充実のため、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 港湾、海岸、河川、空港、道路などの基幹的施設が、災害によって壊滅的な被害を受けることで、資材等の輸送を困難にし、被災地域の早期支援や応急的な復旧作業の妨げとなることから、全国的な基幹施設の防災機能強化に向けた整備を推進すること。

また、ハード面の整備と併せたハザードマップの作成などへの安定的な財源を確保すること。

- (2) 局地的な豪雨の発生等により、住民の身体・生命等に多大な影響を及ぼす大規模災害が全国各地で多発していることを踏まえ、災害の防止・予防を目的とした治水事業や危険箇所の実態に応じた泥流対策、土石流対策、地すべり対策及び急傾斜地崩壊対策の充実強化を図ること。
- (3) 震災に強いまちづくりのため、学校等の公共施設、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設、水道施設及びため池など、耐震化を

促進し、「耐震対策緊急促進事業」の延長など耐震診断・耐震改修に係る必要な財政支援の強化を図ること。

- (4) 高齢者・障害者等の要配慮者及び避難に時間を要する子どもが入・通所する社会福祉施設等の周辺地域において、津波に強い避難施設の整備が促進されるよう、必要な施策を講ずること。

また、被災した要配慮者の受入先確保のため、福祉避難所の指定を促進すること。

6 水資源対策の充実強化について

水資源の安定確保は、安全・安心で快適な暮らしを実現するための重要な課題となっている。

特に、近年、急激な気候変動による水資源への影響も指摘されており、いかなる社会状況下においても良質な水資源を安定的に確保することが望まれている。

このため、今後とも、需給両面から総合的な水資源対策を講ずることにより、水供給の安定性の向上を図っていく必要がある。

よって、水資源対策の充実強化のため、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 異常渇水、洪水調整及び既得取水の安定化等に対応するため、地方の意見を反映しながら水資源開発施設の整備を進めるとともに、既存水源の有効活用策を支援すること。

また、水道用施設の整備や老朽施設の更新に係る財政措置を充実すること。

- (2) 節水型都市づくり対策に対する支援策の充実強化を図ること。
(3) 上流と下流の交流の促進と、そのために必要な基盤整備など、

水源地域振興対策の充実強化を図ること。

- (4) 水循環基本計画に沿って、水の適正かつ有効利用の促進、流域の一体的管理を行うための体制整備など、水循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること。

7 特定地域振興対策の推進について

過疎地域、山村、豪雪地帯、半島、離島等の地域は、国土・自然環境の保全、災害や地球温暖化の防止はもとより、都市に対して食料や水・エネルギーを供給するなど、多面的・公益的機能を担う国民共有の財産である。

しかしながら、これらの地域を取り巻く自然的・社会的諸条件は依然として厳しく、さらに、少子高齢化、人口減少が進行する中で、生活基盤の維持が困難な状況に陥っており、よりきめ細かな対策を引き続き強力で推進する必要がある。

よって、特定地域振興対策の推進のため、次の措置を講ぜられたい。

- (1) ハード・ソフト両面にわたる総合的な特定地域振興対策を強力に推進するとともに、十分な財政措置を講ずること。なお、国境離島については、領土保全という重要な役割を考慮し、特別の支援措置を講ずること。
- (2) 高速道路と共存できるよう、内航フェリー航路等公共交通機関の維持が図られるよう適切な支援措置を講ずること。
- (3) 地方バス路線の確保・維持を図るとともに、廃止路線代替バスやスクールバス等の各種バスの一体的運行など、地方の生活交通確保対策を充実すること。

- (4) 離島航路・離島空路の維持・安定化のため、新たな法整備を含めた支援策を拡充すること。
- (5) 道路の除雪・防雪・凍雪害防止など、冬期道路交通対策を着実に推進すること。

農林水産環境委員会

1 食料・農業・農村政策の推進について

我が国の農業・農村は、担い手の不足や高齢化の進行、農産物価格の低迷等により、厳しい状況に直面している。

T P P（環太平洋パートナーシップ）協定交渉は、今まさに最終局面を迎えており、協定が締結されれば、輸出関連産業の活性化及び消費の拡大が期待される一方で、農林水産業の将来や食の安全・安心に対し深刻な影響を及ぼすことが懸念されるなど国内の農業関係者からは交渉の結果を危惧する声が上がっている。

また、世界の食料需給が中長期的にひっ迫すると予想される中、我が国の食料自給率は、主要先進国の中で最低の水準にあることから、食料安全保障の確保に向けた施策の推進が一層求められている。

このような中、国は「食料・農業・農村基本法」に掲げられた、食料の安定供給の確保、農業生産活動により生ずる多面的機能の発揮、農業の持続的発展、農村の振興の4つの基本理念の実現に向けた具体的な施策を、地域の実情に十分配慮しながら進めていくことが重要である。

よって、次の措置を講ぜられたい。

【T P P協定交渉】

- (1) T P P協定交渉を進めるに当たっては、衆参両院農林水産委員会における決議を遵守し毅然とした姿勢を貫くとともに、国民への十分な情報提供と説明を行うこと。

また、地方の意見を十分に聴き、国民合意を得た上で最終的な協定締結を判断すること。なお、交渉の過程においては、影響が甚大な農林水産物について、関税撤廃の例外措置を確保すること

に全力を尽くすこと。

さらに、T P P交渉を含め、あらゆる国際貿易交渉に当たっては、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興などを損なわないよう対応すること。

【農業改革】

- (2) 農業改革を進めるに当たっては、中山間等地域の実情はもとより、農業・農村が国土や自然環境の保全、文化の維持・継承、地域社会の持続可能性など多面的な機能を担ってきたことなどにも配慮しつつ、農業・農村振興や食料供給など農業協同組合や農業委員会等が地域で担ってきた役割を踏まえ、今後とも国民生活に十分な機能を果たすよう、必要な支援策を講ずること。

【農地中間管理機構】

- (3) 農地の出し手に対する協力金の支払い条件となっている農地の貸付け期間を短縮すること。

また、機構を通じて農地を借り受けた農業者に対しても、メリット措置を設けること。

さらに、農地中間管理事業の実施区域について、都道府県知事が認めた地域についても対象とすること。

- (4) 機構に関する事業については、人的・財政的支援を十分に行い、一部地方負担が生じないように早急に改めること。

【農業農村整備】

- (5) 地域農業を担う多様な経営体が、将来に希望を持って農業経営

に取り組むことや持続可能な農業の確立が出来るよう、担い手の育成、農地利用集積の加速化、地域特性に応じた生産基盤や基幹水利施設の整備を総合的に推進し、予算の確保に努めること。

なお、その際は、老朽化した農業用水利施設の設備更新、耐震診断及び耐震化といった、災害に強い農村地域の構築に関する施策も併せて推進すること。

また、米、麦、大豆、野菜、果樹など多様な作物の生産性の向上や、施設園芸、畜産などの生産・加工体制の整備のために必要な施設整備関連事業の予算を継続的に十分確保すること。

【経営所得安定対策】

(6) 「経営所得安定対策」については、将来にわたり安心して農業経営に取り組める制度とするとともに、意欲ある担い手に対する支援を強化すること。

また、配合飼料価格の高止まり等で厳しい畜産経営の安定を図るため、各般の畜産物価格・経営安定対策を進めるための財源を確保すること。

【米の需給対策】

(7) 平成30年産からを目途とした生産数量目標の配分廃止に当たっては、米の需給バランスの均衡及び価格の安定を図るため、有効な方策を早期に検討するとともに、その結果を早期に示すこと。

また、ミニマムアクセス米の販売に当たっては、主食用米や加工用米の需給に影響を与えないよう対策を講ずることとし、米の先物取引の試験上場については、常時監視・監督し、適切に検証

するなど、米の需給調整対策との整合性に配慮すること。

さらに、水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成や産地交付金について十分な予算を確保すること。特に、飼料用米については、種子の確保対策や交付金による支援の継続に加え、国庫補助対象となる調製・保管施設等の拡充などの支援を強化し、利活用の拡大や自給飼料の増産に向けた取組を加速すること。

【中山間地域対策】

(8) 中山間地域の振興については、過疎化・高齢化に対応するため、「食料・農業・農村基本計画」、「森林・林業基本計画」及び「国土形成計画（全国計画）」に沿った施策の拡充強化を図ること。

とりわけ、高付加価値、高収益型農林業への転換を図るため、地域の実情に即した生産・生活基盤の整備事業の実施、農林地の維持管理や地域資源の活用等を行う組織の育成・運営に対する支援等を行うこと。

【輸出対策】

(9) 農林水産物等の輸出が円滑に進むよう、諸外国及び国際機関に対して、日本産品の安全・安心に関する正確かつ科学的根拠に基づいた情報の発信・PRなどにより、検疫制度、通関制度の見直し、輸出可能品目の拡大等について働きかけるなど、輸出促進のための取組を強化すること。その取組状況等についても、関係都道府県に対してしっかりとした説明を行うこと。

また、グローバル化に対応し、国際競争力ある農林水産業の育成のため、輸出拡大に向けた設備整備に対する支援や、「ジャパ

ンブランド」の確立に向けたプロモーション活動などの政策を強化すること。

さらに、安全・安心という日本の食材・加工品等の信頼を守るため、海外における知的財産の侵害への対策を強化すること。

【燃油価格高騰対策】

- (10) 「燃油価格高騰緊急対策」の平成28年度以降の継続や、重油等を多く使用する作物に対しても対象となるよう制度の充実を行うとともに、「省エネ機器等導入推進事業」における基金の増額と制度の延長、農林業における省エネルギー設備・機械の導入支援、燃油に係る免税措置などの施策を一層強化すること。

その他、農林漁業者、運輸業者、中小零細事業者等に対する総合的な支援及び原油高騰の影響を緩和するための即効性のある対策を講じ、地方公共団体が行う関連施策に対しても支援を行うこと。

2 食の安全・安心を確保する制度の拡充強化について

近年、「食」に関する情報が社会に氾濫する中、食品の安全・安心の確保に関する国民の関心は高まっている。

このような中で、国民の安全・安心を確保していくためにも、より一層信頼される制度を構築していく必要がある。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 加工食品における原料原産地などの表示方法を見直すなど、消費者及び食品事業者に分かりやすい表示制度を早急に確立すること。
- (2) トレーサビリティシステムの普及・定着を図るため、「食品ト

レーサビリティ『実践的なマニュアル』の普及を推進すること。

- (3) BSE（牛海綿状脳症）安全確保対策について、科学的根拠に基づき、国の責任において、全国各地できめ細かくリスクコミュニケーションを行うとともに、様々な媒体を活用し、広く国民の理解浸透を図ること。

また、外国産牛肉の輸入に当たっては、「日本向け牛肉輸出証明プログラム」の遵守など、安全性の確保に万全を期すること。

- (4) 口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚流行性下痢、コイヘルペスウイルス病等の伝染性疾病の発生を防止するため、防疫・検疫体制を強化するとともに、発生によって影響の生じた関連事業者に対し、必要かつ十分な経営支援策を講ずること。

- (5) 家畜衛生、公衆衛生及び産業動物診療等の現場の中核を担う勤務獣医師の職責と業務量が増大する中、その人材確保が全国的な課題となっていることから、現下の公務員獣医師を始めとする勤務獣医師に求められている高度な専門能力と判断力にふさわしい処遇とするため必要な措置を講ずること。

- (6) 遺伝子組換え作物を原料とする全ての食品については、表示を義務化すること。

また、遺伝子組換え種子を含まない種子の提供体制の確立や輸入の際のこぼれ落ち等による遺伝子組換え作物の自生防止対策を講ずるとともに、一般作物との交雑・混入を防止するため、遺伝子組換え作物の生産・流通段階での隔離を徹底する施策を講ずること。

3 森林・林業・木材産業政策の推進について

森林は、国土の保全、水資源のかん養等多面にわたる機能を有しており、近年、その持続的発揮に対する期待が高まっている。

また、政府においては、今般、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度に比べ26%削減する目標を定めたところであるが、その目標を達成するためには、二酸化炭素の吸収源である森林の整備や再生産可能な資源である木材の利用拡大をより一層推進する必要がある。

しかしながら、我が国の林業及び木材産業は、採算性の急激な悪化や林業就業者の減少・高齢化により極めて厳しい状況に置かれていることから、林業・木材産業の活性化、公的森林整備体制の確保に向けた取組が極めて重要となっている。

よって、次の措置を講ぜられたい。

(1) 森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の活性化を図るため、10年間延長された山村振興法に基づき、地域の林業を担う多様な人材の確保・育成など山村振興対策の充実強化を図ること。

(2) 間伐の促進や、複層林・混交林化など多様な形態の森林の整備を総合的かつ計画的に推進すること。また、適正な森林整備のために都道府県が行う分収林事業についても財政支援を行うこと。

さらに、地球温暖化防止のための森林吸収源対策の推進に当たっては、厳しい状況下に置かれている地方公共団体や森林所有者の実情と役割に配慮した上で、森林整備における財政負担の軽減を図ること。

(3) 累積債務の増加により経営危機に直面している森林整備法人に

については、債務圧縮や利子負担軽減のための新たな金融支援制度を創設するとともに、経営支援を行う都道府県に対して財政負担軽減のための地方財政措置を拡充すること。

また、既往債務処理への対応を行った都道府県に対しては、負担軽減のための支援制度を創設すること。

- (4) 森林施業の集約化や路網整備の推進など、地域材の安定的・効率的な供給体制を構築するとともに、森林整備加速化・林業再生交付金の拡充及び恒久化を図ること。

また、幅広い分野での木材利用の推進や、更なる木材の有効利用を可能とするCLT等の新技術の開発・普及、木質バイオマス利用の推進などによる国産材需要の拡大を図ること。

- (5) 森林整備地域活動への支援については、地域の実情に即した弾力的な運用等を図るとともに、実施に伴う地方公共団体の負担に対する財政支援を充実すること。

- (6) 台風や集中豪雨による山地災害からの早急な復旧を図るとともに、治山対策の推進を通じた災害に強い森づくりや、津波対策等も踏まえた全国的な海岸防災林の整備の促進、治山・林道施設の長寿命化による「緑の国土強靱化」を推進すること。

- (7) 健全な森林の保全・育成を図るため、松くい虫防除対策やナラ枯れ対策を一層推進すること。

4 水産業振興対策等について

我が国の水産業は、水産資源の減少、漁業就業者の不足・高齢化、魚価の低迷等に加え、燃油価格の高騰が大きな影響を与えており、極めて

厳しい状況に置かれている。

このような中、水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を実現するためには、総合的かつ計画的な水産施策の展開が求められている。

よって、次の措置を講ぜられたい。

(1) 漁業者を対象とした融資保証制度や漁業経営安定対策の拡充を図ること。

また、漁業用燃油対策については、漁業者の負担を軽減し、安定した漁業が営めるよう必要な措置を引き続き実施し、漁船漁業の省エネルギー化に向けた技術開発と実用化を積極的に推進すること。

(2) 担い手の確保・育成のため、新規漁業就業者の受入体制づくりに支援するとともに、研修中の漁業後継者に対する就業準備金の給付条件の緩和と新規就業後の収入が不安定な期間についても、一定の所得を確保する給付金による新たな支援を行うこと。

(3) 日中・日韓漁業協定に基づく日中暫定措置水域・中間水域及び日韓暫定水域並びに日台漁業取決めの適用水域については、水産資源の保存・管理措置の早期確立を図ること。

また、我が国排他的経済水域内における外国漁船の操業条件等については、我が国漁業者の意向を尊重し見直すこと。

(4) 外国漁船による違法操業などが根絶されるよう、監視・取締りを充実強化すること。また、韓国・中国等外国漁船操業対策事業は、今後も安定的な事業実施が可能となるよう、平成28年度以降も十分な予算措置を行うこと。

(5) 外国船の避泊対策として、「入域者の避泊基本ルール」の遵守の徹底、「避泊船に対する指導、監視体制の強化」及び「我が国

漁業等への影響を防止する措置の実施」の3点の施策を講ずること。

- (6) ロシア連邦との協定に基づく漁業は、地域経済に大きく貢献していることから、操業機会の確保を強力に推進すること。

また、ロシア連邦の法律により操業が困難となったロシア水域のさけ・ます流し網漁業について、漁業者はもとより、地域の関連産業などに対して、特段の支援を行うこと。

- (7) 広域的な資源管理体制の構築及びさけ・ます資源の回復や高品質化、栽培漁業の充実など水産資源の適切な保存管理と生産の増大が図られる施策を展開すること。

- (8) 国際貿易交渉においては、分野別関税撤廃対象からの水産物の除外、輸入割当制度の堅持及び漁業補助金の一律排除阻止について、関係国と連携を図りながら強く主張すること。

- (9) 放射性物質対策やノロウイルス対策など水産物の安全の確保を図るとともに、水産物の消費を拡大するため、地域産業との連携、消費者ニーズに対応した水産物の流通・加工体制の整備及び輸出の促進を図ること。

- (10) 海獣類による漁業被害防止対策の強化や被害・休業等に対する補償制度を創設すること。

また、有害生物漁業被害防止総合対策事業について、更なる充実強化を図ること。

- (11) 水質浄化機能等を有する藻場の維持・保全等を図るため、漁業者等が行う保全活動への支援を拡充すること。

5 環境政策の推進について

我が国においては、地球温暖化の防止、大気汚染問題への対応、循環型社会の実現など、多くの環境問題が山積している。

地方においては、これらの課題を解決するため、地域の実情に応じた取組を実施してきているところであるが、今後も主体的な取組を実施していくためには、国による適切な支援措置が必要となっている。

よって、次の措置を講ぜられたい。

(1) 地球温暖化対策のための税については、使途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方の役割等に応じた税財源として確保するなど、地球温暖化対策及び森林吸収源対策に関して地方公共団体が果たす役割を適切に反映した地方税財源の充実強化のための制度を速やかに構築すること。

(2) 微小粒子状物質（PM2.5）、黄砂等による大気汚染については、観測体制の充実強化や健康被害に関する調査研究の推進等を図るとともに、国民へのより分かりやすい情報提供を行うこと。

また、環境基準を達成できるよう国内外の発生抑制対策を一層推進すること。

(3) 鳥獣被害防止対策については、各地域で被害の実態に即した防護と捕獲の対策が可能となるよう「指定管理鳥獣捕獲等事業」及び「鳥獣被害防止総合対策交付金」の拡充を図ること。

なお、都道府県域を越えて広域的に分布する鳥獣に対しては、関係省庁の密接な連携の下、効率的かつ効果的な捕獲対策を検討するとともに、被害防止に向けた広域連携体制の整備を進めること。

また、鳥獣捕獲の担い手となる狩猟者を確保するため、有効な

対策を講ずること。

(4) 琵琶湖や有明海等の湖沼・内海の水環境がもたらす恵みや自然循環作用を次世代に継承するため、閉鎖性水域における水質や自然環境・景観の保全、水源かん養等の施策を総合的に推進するために、必要な支援措置を講ずること。

(5) 水俣病対策については、今後も被害者の救済等を円滑に進めるため、医師の確保等検診体制の整備を図るとともに、医療・福祉や再生・融和（もやい直し）等に関する施策を一層推進すること。

また、救済措置に係る関係地方公共団体においては、医療費等の財政負担が増加していることから、適切な支援措置を講ずること。